

第二十一条の二を次のように改める。

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第二十一条の三第一項を次のように改める。

特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する共同生活介護、共同生活援助、共同生活支援の基準費用額)

三 特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第二十一条の三第「又は食費等」を「若しくは食費等」に改め、「方法」の下に「又は共同生活住居費の基準費用額を加え、「又は居住」

を「若しくは居住」に改め、「要する費用」の下に「又は共同生活住居における居住に要する費用」を加える。

第二十一条の四の表第二十九条第二項の項目「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、同表第二十九条第五項の項目「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同表第二十九条第七項の項目読み替える字句の欄中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第二十二条第一項中(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)を削る。

第四十四条第三項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第二条 児童福祉法施行令の一部改正

第七十四条の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「同条第四項の下に「に規定する同行援護、同条第五項」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第四号中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第二十八条の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十四号中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十四号中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十四号の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十七条の二第一項第十四号の二第一項第十五号の二第一項第十六号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第一項及び第二項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第四条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第五項」を「第六項」に「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第十四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十八条中「又は同条第九項」を「同条第十八項」に改める。

第十九条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第二十条中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二十一条中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第二十二条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

第二十三条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第二十四条第一項中「第五条第二十号」を「第五条第二十一号」に改める。

第二十五条第一項中「第五条第二十一号」を「第五条第二十二号」に改める。

第二十六条第一項中「第五条第二十二号」を「第五条第二十三号」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第二十三号」を「第五条第二十四号」に改める。

第二十八条第一項中「第五条第二十四号」を「第五条第二十五号」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第二十五号」を「第五条第二十六号」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第二十六号」を「第五条第二十七号」に改める。

第二十八条第一項中「第五条第二十七号」を「第五条第二十八号」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第二十八号」を「第五条第二十九号」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第二十九号」を「第五条第三十号」に改める。

第二十八条第一項中「第五条第三十号」を「第五条第三十一号」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第三十一号」を「第五条第三十二号」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第三十二号」を「第五条第三十三号」に改める。

第二十八条第一項中「第五条第三十三号」を「第五条第三十四号」に改める。

第二十九条第一項中「第五条第三十四号」を「第五条第三十五号」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第三十五号」を「第五条第三十六号」に改める。

を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に「同条第六項」を「第五条第十三項」に「同条第七項」に改める。

一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和十七年政令第四百二十九号)第七条の二第一項第一号

二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六百三十二号)第四条の二第一項第一号

三 非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六条の二第一項第一号

四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号)第六条の二第一号

五 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百一十七号)

第六条 国の債権の管理等に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百三十七号)の一部を正す。

二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百三十五号)第六十四条第一項及び第二項の表第五十条第一項の項

三 第二十六条第一項中「第五条第十一項」を「同条第二十三項」に改める。

一 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十条第一項及び第六十五条の十

二 年政令第二百六十四号)の一部を次のように改

正す。

三 第二十六条第一項中「第五条第十一項」を「同条第二十三項」に改める。

四 第二十七条第一項中「第五条第十一項」を「同条第二十四号」に改める。

五 第二十八条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十二号」に改める。

六 第二十九条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十三号」に改める。

七 第三十条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十四号」に改める。

八 第三十一条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十五号」に改める。

九 第三十二条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十六号」に改める。

十 第三十三条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十七号」に改める。

十一 第三十四条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十八号」に改める。

十二 第三十五条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第二十九号」に改める。

十三 第三十六条第一項中「第五条第十一号」を「第五条第三十号」に改める。

○厚生労働省令第百十六号

障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

(法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の四 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他

の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、「(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)」を削る。

第三条の二(見出しを含む。)及び第四条(見出しを含む。)中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第五条の四(見出しを含む。)、第一条の五(見出しを含む。)及び第一条の六(見出しを含む。)中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第三条(見出しを含む。)及び第四条(見出しを含む。)中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条(見出しを含む。)及び第六条(見出しを含む。)中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の二(見出しを含む。)中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第六条の四(見出しを含む。)中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第六条の五(見出しを含む。)中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第六条の六(見出しを含む。)及び第六条の七(見出しを含む。)中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の八(見出しを含む。)及び第六条の九(見出しを含む。)中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十(見出しを含む。)中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第六条の十一(見出しを含む。)中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十二(見出しを含む。)中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十六(見出しを含む。)中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第六条の十七(見出しを含む。)中「第五条第二十一項」を「第五条第二十一項」に改める。

第六条の十八(見出しを含む。)中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第六条の十九(見出しを含む。)中「二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十二条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

(令第二十二条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の二(見出しを含む。)令第二十二条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四条の三第一項第二号中「特定人所サービス」を「特定人所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第一項第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十二条の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 入居している共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。)に係る居住に要する費用の額を証する書類(共同生活介護、共同生活援助又は令第二十二条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。)

第三十四条の七の見出し、同条第一項及び第三十四条の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

附則第一条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定(同行援護に係るものに限る。)に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二ヶ月間」とあるのは「十八ヶ月間」とする。

(介護給付費等の請求に関する省令の一部改正)

第一条 介護給付費等の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百七十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加える。

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書
 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、
 療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号					平成	年	月	分					
助成自治体番号													
受給者証番号 支給決定障害者等 氏名 支給決定に係る 障害児氏名					指定事業所番号								
					請求事業者								
					事業者及び その事業所の名称								
					地域区分								
					就労継続支援A型事業者負担減免措置実施								
利用者負担上限月額 ①									就労継続支援A型減免対象者				
利用者負担上限額 管理事業所		指定事業所番号				管理結果		管理結果額					
事業所名称		開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数
サービス種別		開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数
開始年月日		平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数	
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数	サービス単位数		摘要			
請求額集計欄	サービス種類コード									合計			
	サービス利用日数		日		日		日	日		日			
	給付単位数												
	単位数単価		円/単位		円/単位			円/単位		円/単位			
	給付率		/100		/100			/100		/100			
	総費用額												
	給付率に基づく利用者負担額②		請求額										
	上乗月額請求額①の内少ない者		事業者減免額										
	A型減免		減免後利用者負担額										
	調整後利用者負担額												
上限額超過後利用者負担額													
決定利用者負担額													
請求額	給付費												
	特別対策費												
自治体助成分請求額													
助成金	請求先都道府県番号		サービス種類		請求額		サービス種類	請求額					
特定障害者特別給付費		算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額								
□□□枚中 □□□枚目													

様式第二を次のように改める。

(様式第三)

様式第三を次のように改める。

介護給付費・訓練等給付費等明細書 (共同生活介護、共同生活援助)													
市町村番号									平成 年 月分				
助成自治体番号													
受給者証番号													
支給決定障害者等氏名													
支給決定に係る障害児氏名													
利用者負担上限額①									障害程度区分				
利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号								管理結果		管理結果額		
サービス種別	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	入院日数	外泊日数	
	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	入院日数	外泊日数	
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数	サービス単位	摘要					
日中介護等 支後加算額	日中活動先事業所	指定事業所番号								当該事業所への通所日数			
事業所名称													
請求額算計欄	サービス種類コード										合計		
	サービス利用日数		日			日							
	給付単位数												
	単位数単価			円/単位			円/単位						
	給付率		/100		/100								
	総費用額												
	給付率に基づく請求額												
	利用者負担額②												
	上段月額調整(①②の内少ない者)												
	調整後利用者負担額												
	上限額管理後利用者負担額												
	決定利用者負担額												
請求額	給付費												
特別対策費													
自治体助成分請求額													
助成金	請求先都道府県番号	サービス種類	請求額	特定障害者特別給付費									
				給付費請求額	実費算定額								

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護」を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条第三項を「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援助、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第四十三条第一項中「第四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第四十二条」を「前条」に改め、「規定は」の下に「同行援護及び」を加える。

第四十八条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第一百三十九条第一項中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第一百三十七条中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四条第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第一百三十三条第二項第一号中「家賃」の下に「(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第一項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)」を加える。

第一百七十二条中「(法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第一百三十三条中「同条第一項協力歯科医療機関」を「同条第一項の協力歯科医療機関」と、「第一百四十三条第三項第一号中「同条第一項協力歯科医療機関」を「同条第一項の協力歯科医療機関」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」に改める。

附則第七条第一項中「重度訪問介護」を「共同生活住居」に改め、同条第一項中「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第一項第四号中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第三条の三中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第六条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第六項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第七条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百三十三条の二第二号イ中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同号ロ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第二号イ中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同号ロ中「同条第四項」を「同条第四項に規定する同行援護、同条第五項」に改める。

第一百七十一条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同条第二項第九号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十一号)の一部を次のように改める。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十一号
障がい者制度改進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に關する法律(平成二十一年法律第七十号)の一部の施行に伴う並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百一十三号)第十九条第二項及び第三十条第一項並びに附則第十一条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指針障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百一十三号)の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。
平成二十一年九月一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第一から第六まで及び第五から第十六まで」を「第一から第四まで及び第六から第十四まで」に、「第七」を「第五」と読みかえる。
別表第一の1の注1中「時間をいう」の下に「。以下同じ。」を挿入、同一の注1中「第9」を「第10」に改める。
別表第二の1の注1中「及び第3」を「並びに第3及び第4」に読みかえる、同一の注5中「第8」を「第9」に改め、同一の注8中「(午後6時から午後10時までの時間をいう。)」「(午前6時から午前8時までの時間をいう。)」及び「(午後10時から午前6時までの時間をいう。)」を削除、同一の注12中「第9」を「第10」に改める。
別表第16の1の注8中「この第16」を「第17」に改め、別表第16を別表第17とする。
別表第15を別表第16とする。
別表第14を別表第15とする。
別表第13の7の注中「平成21年3月31日」や「平成24年3月31日」に改め、別表第13を別表第14とする。
別表第12の1の注5の注2中「別表第12」や「第13」に読みかえる、同5の6の注中「第16」や「第17」に改め、同8の注中「第13」を「第14」に読みかえる、別表第12を別表第13とする。
別表第11の1の注4中「別表第11」を「第12」に改め、別表第11を別表第12とする。
同別表第10の1の注1の注1の注2中「第11」を「第12」に改め、「第12」を「第13」に「第13」を「第14」に改め、同1の注1中「第14」を「第15」に「第15」を「第16」に読みかえる、同3の注3から注6まで中「第5」を「第6」に「第8」を「第9」に読みかえる、同6の注3中「第14」を「第15」に「第15」を「第16」に改め、同7の注中「第16」や「第17」に読みかえる、別表第10を別表第11とする。
別表第9の1の注1中「第16」や「第17」に読みかえる、同一の注2、同一の注8の注、同一の2の注及び同2の下中「この第9」を「第10」に読みかえる、同3の注中「第8」を「第9」に読みかえる、同5の注中「第16」を「第17」に改め、別表第9を別表第10とする。
別表第8を別表第9とする。
別表第7の1の注1中「別表第7」や「第8」に読みかえる、同一の注2中「第11」を「第12」に「第12」を「第13」に「第13」を「第14」に「第14」を「第15」に「第15」を「第16」に読みかえる、同一の注6、注8及び注9中「第4」を「第5」に読みかえる、同一の注1中「第5」を「第6」に改め、同一の注6中「第8」を「第9」に読みかえる、同一の注1及び注2中「第11」や「第12」に読みかえる、別表第7を別表第8とする。
別表第6を別表第7とする。
別表第5の1の注1中「第11から第15まで」や「第12から第16まで」に改め、同注1の注2中「第10」を「第11」に改め、同10中「第5条第17項第2号」を「第5条第18項第2号」に改め、別表第5を別表第6とする。
別表第4を別表第5とする。

第3 同行譴責

1 同行援護サービス費

- | | |
|--------------------------|-------|
| イ 身体介護を伴う場合 | |
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 254単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 402単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 584単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | 667単位 |

(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 750単位
 (6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 833単位
 (7) 所要時間 3 時間以上の場合 916単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

口 身体介護を伴わない場合

- | | |
|---|-------|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 105単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 197単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 276単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算しを単位数 | 346単位 |

注1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、口にあっては次の(1)に該当する利用者に対し
て、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・
代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要
な援助を行うことをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3に
において「指定同行援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定同行援護事
業所」という。）に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を
行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当同行援護事業所」という。）に置かれる従
業者（以下「同行援護従業者」という。）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指
定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援
護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）にあること。
(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

 - a 2-5 「3. できない」
 - b 2-6 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - c 2-7 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - d 4-5 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - e 4-6 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間を所定単位数を算定する

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合に、同一の被扶養者について、所定単位数を100分の100に相当する単位数を算定する。

4 口については、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合

にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。